

## 別紙

### 1. 業種別生産施設面積率一覧表

| 業種の区分 |  | 生産施設<br>面積率 |
|-------|--|-------------|
| 第1種   | ・ 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業<br>・ 石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業  | 30%         |
| 第2種   | ・ 製材業・木製品製造業（一般製造業を除く。）<br>・ 造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び<br>非鉄金属鑄物製造業                                  | 35%         |
| 第3種   | ・ 一般製材業及び伸鉄業   | 40%         |
| 第4種   | ・ 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、<br>ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）<br>・ 農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業 | 45%         |
| 第5種   | ・ 鋼管製造業及び<br>電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く。）  | 50%         |
| 第6種   | ・ でんぷん製造業<br>・ 冷間ロール成型形鋼製造業<br>・ 建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業   | 55%         |
| 第7種   | ・ 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）<br>及び高炉による製鉄業   | 60%         |
| 第8種   | ・ その他の製造業<br>・ ガス供給業及び熱供給業   | 65%         |
| 第9種   | ・ 電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。）   | 75%         |

※ 生産施設面積率：敷地面積に対する生産施設の面積の割合

## 2. 業種別既存生産施設用敷地計算係数一覧表

|   | 業種の区分  | 既存生産施設用敷地計算係数 |
|---|--|---------------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の項に掲げる製造業以外の製造業</li> <li>・ 熱供給業</li> </ul>   | 1. 2          |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学調味料製造業</li> <li>・ 砂糖製造業</li> <li>・ 酒類製造業(清酒製造業を除く。)</li> <li>・ 動植物油脂製造業</li> <li>・ でんぷん製造業</li> <li>・ 製材業・木製品製造業</li> <li>・ 造作材・合板・建築用組立材料製造業</li> <li>・ パルプ製造業</li> <li>・ 紙製造業</li> <li>・ 加工紙製造業</li> <li>・ 化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。)</li> <li>・ 石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。)</li> <li>・ タイヤ・チューブ製造業</li> <li>・ 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)</li> <li>・ 高炉によらない製鉄業</li> <li>・ 製鋼・製鋼圧延業</li> <li>・ 熱間圧延業</li> <li>・ 冷間圧延業</li> <li>・ 冷間ロール成型形鋼製造業</li> <li>・ 鋼管製造業</li> <li>・ 伸鉄業</li> <li>・ 鉄素形材製造業(可鍛鑄鉄製造業を除く。)</li> <li>・ 非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)</li> <li>・ 非鉄金属・同合金圧延業</li> <li>・ 非鉄金属鑄物製造業</li> <li>・ 鉄骨製造業</li> <li>・ 建設用金属製品製造業</li> <li>・ 蓄電池製造業</li> <li>・ 自動車製造業</li> <li>・ 自動車車体・附随車製造業</li> <li>・ 鉄道車両製造業</li> <li>・ 船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。)</li> <li>・ 航空機製造業</li> <li>・ 航空機用原動機製造業</li> <li>・ 産業用運搬車両製造業</li> <li>・ 武器製造業</li> <li>・ 電気供給業</li> <li>・ ガス供給業</li> </ul> | 1. 3          |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)</li> <li>・ コークス製造業</li> <li>・ 板ガラス製造業</li> <li>・ 生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。)</li> <li>・ はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。)</li> <li>・ 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。)</li> <li>・ 産業用電気機械器具製造業</li> <li>・ 船用機関製造業</li> </ul>  | 1. 4          |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーダ工業</li> <li>・ セメント製造業</li> <li>・ 高炉による製鉄業</li> <li>・ 非鉄金属第一次製錬・精製業</li> </ul>  | 1. 5          |